

独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構における法人文書開示決定等
審査基準について

独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構における情報公開に関する規程（14規程第60号。以下「規程」という。）第10条第2項の規定により開示請求のあった法人文書の情報を審査する場合等における基本的考え方については、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（13年法律第140号。以下「法」という。）の趣旨等を踏まえ、下記に定めるところによる。

なお、各項における例示については、事案によってはそのまま適用できない場合があり得るので、具体的な判断に当たっては個別の事案を十分吟味して処理するものとする。

記

第1 定義

この通達における用語の意義は、法及び規程に定めるところによる。

第2 個人に関する情報（法第5条第1号）関係

1 特定の個人を識別できる情報（法第5条第1号本文）関係

- 一 この号の「個人に関する情報」（以下「個人情報」という。）とは、個人（生存する個人のほか、死亡した個人も含む。）の内心、身体、身分、地位その他個人に関する一切の事項についての事実、判断、評価等のすべての情報が含まれるものであり、個人に関連する情報全般を意味する。したがって、個人の属性、人格や私生活に関する情報に限らず、個人の知的創作物に関する情報、組織体の構成員としての個人の活動に関する情報も含まれる。

なお、個人情報の判断に当たっては、原則として、公務員に関する情報と非公務員に関する情報とを区別はしない。

- 二 この号の「特定の個人を識別することができるもの」の範囲は、当該情報に係る個人が誰であるかを識別させることとなる氏名その他の記述の部分だけでなく、氏名その他の記述等（例えば、住所、電話番号、役職名、個人別に付された記号番号（口座番号、試験の受験番号、保険証の記号番号 等） 等）により識別される特定の個人情報の全体である。

- 三 この号の照合の対象となる「他の情報」には、公知の情報や図書館等の公共施設で一般に入手可能なものなど一般人が通常入手し得る情報が含まれる。また、何人も開示請求できることから、仮に当該個人の近親者、地域住民等であれば保有している又は入手可能であると通常考えられる情報も含まれる。

なお、識別可能性の判断に当たっては、厳密には特定の個人を識別することができる情報ではないが、特定の集団に属する者に関する情報を開示すると、当該集団に属

する個人に不利益を及ぼすおそれがある場合など、当該情報の性質、集団の性格、規模等により、個人識別性を認めるべき場合があり得る。

四 前各号の内容を総合的に勘案した「特定の個人を識別できる情報に係る不開示情報」としては、次のようなものが挙げられる。

ア 戸籍的事項に関する情報（氏名、性別、生年月日、続柄、住所、本籍、出生地、婚姻歴、離婚歴、禁治産、準禁治産、養子縁組その他身上に関する情報）

イ 経歴又は能力等に関する事項（学歴、職業、職歴、地位（職位）、資格、成績、評価、受賞歴、犯罪歴、違反歴、補導歴その他経歴に関する情報）

ウ 心身に関する情報（心身障害、疫病、病歴、検査、診断、診療、健康状態その他心身に関する情報）

エ 所得又は財産状況に関する情報（給与所得、譲渡所得、資産の種類又は価格、支出の内容又は金額、課税状況、納税状況、金融機関名及び口座番号、保険契約の内容その他経済状況に関する情報）

オ 思想、信条等に関する情報（思想、信条、宗教、主義、主張、支持政党 等）

カ その他個人の生活に関する情報（家庭状況（家族構成、扶養関係、同居別居の別 等）、居住状況（住居の間取り、持家借家の別、電話番号 等）、社会的団体への加入の有無、公的扶助関係、趣味、し好、苦情、相談 等）

五 この号の「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」とは、匿名の作文や無記名の個人の著作物等個人の人格と密接に関連したり、公にすれば財産権その他の個人の正当な利益を害するおそれがあるもの等をいい、これに該当する不開示情報としては、次のようなものが挙げられる。

ア 個人の人格と密接に関係する情報（反省文、日記、誓約書、人種、民族その他社会的差別のおそれがある情報 等）

イ 個人の財産権等の正当な利益を害するおそれがある情報（未発表の著作物、研究論文、研究計画等のうち、これに当たるもの）

ウ 個人が特定できなくとも、その属する集団が特定でき、当該個人及び集団の構成員の権利利益を害するおそれがある情報

エ その他個人の権利利益を害するおそれがある情報

2 法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報（法第5条第1号イ）関係

一 この号のイの「法令の規定により」とは、何人に対しても等しく当該情報を公開することを定めている規定に限られる。公開を求める者又は公開を求める理由によっては、公開を拒否する場合が定められている場合には、「公にされている情報」には該当しない。

二 この号のイの「慣行として」とは、公にすることが慣行として行われていることを意味するが、慣習法としての法規範的な根拠を要するものではなく、事実上の慣習として公にされていること、又は公にすることが予定されていることで足りる。

なお、当該情報と同種の情報が公にされた事例があったとしても、それが個別的な事例にとどまる限り、「慣行として」には当たらない。

三 この号のイの「公にされ」とは、当該情報が現に公衆が知り得る状態に置かれていれば足り、現に公知（周知）の事実である必要はない。過去に公にされたものであっても、時の経過により、開示請求の時点では公にされているとは見られない場合があり得る。

四 この号のイの「公にすることが予定されている情報」とは、将来的に公にする予定（具体的に公表が予定されている場合に限らず、求めがあれば何人にも提供することを予定しているものを含む。）の下に保有されている情報をいう。ある情報と同種の情報に公にされている場合に、当該情報のみ公にしないと合理的な理由がないなど、当該情報の性質上通例公にされるものも含まれる。

3 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報（法第5条第1号ロ）関係

不開示情報該当性の判断に当たっては、開示することの利益と開示されないことの利益との調和を図ることが重要であり、個人情報についても、公にすることにより害されるおそれがある当該情報に係る個人の権利利益よりも、人の生命、健康等の保護の必要性が上回るときには、当該個人情報を開示する必要性と正当性が認められることから、当該情報を開示しなければならないこととするものであり、現実には、人の生命、健康等に被害が発生している場合に限らず、将来これが侵害される蓋然性が高い場合も含まれる。

なお、この比較衡量に当たっては、個人の権利利益にも様々なものがあり、また、人の生命、健康、生活又は財産の保護にも、保護すべき権利利益の程度に差があることから、個別の事案に応じた慎重な検討が必要である。

4 当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分（法第5条第1号ハ）関係

一 この号のハの「公務員等」とは、一般職か特別職か、常勤か非常勤かを問わない。

また、公務員等であった者が当然に含まれるものではないが、公務員等であった当時の情報については、この規定が適用される。

二 この号のハの「その職務の遂行に係る情報」とは、公務員等が独立行政法人等、国又は地方公共団体の機関の一員として、その担任する職務を遂行する場合における当該活動についての情報を意味するものであり、例えば行政処分その他公権力の行使に係る情報、職務としての会議への出席、発言その他の事実行為に関する情報もこれに含まれる。

なお、公務員等の情報であっても、職員の人事管理上保有する健康情報、休暇情報等は管理される職員の個人情報として保護される必要があり、本規定の対象となる情報ではない。

三 この号のハの「当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」とは、公務員等の氏名を除き、その職名と職務遂行の内容については、当該公務員等の個人情報としては不開示とはしないということである。

なお、当該公務員等の職及び氏名が法令の規定により又は慣行（例えば、人事異動の官報への登載等）として公にされ、又は公にすることが予定されている場合には、個人情報としては不開示とならないこととなる。

また、公務員等の氏名については、次に掲げる特段の支障の生ずるおそれがある場合を除き、情報提供の一環として、求めがあれば公にするものとする。

ア 法第5条第2号から第4号までに規定する不開示情報を公にすることとなる場合
イ 個人の権利利益を害することとなる場合

第3 法人等に関する情報（法第5条第2号）関係

1 法人その他の団体に関する情報（法第5条第2号本文）関係

- 一 この号の「法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）」とは、株式会社等の商法上の会社、一般財団法人、一般社団法人、学校法人、宗教法人等の民間の法人のほか、政治団体、外国法人や法人ではないが権利能力なき社団等も含まれる。

また、「法人その他の団体に関する情報」とは、法人等の組織や事業に関する情報のほか、法人等の権利利益に関する情報等法人等と何らかの関連性を有する情報を示す。

なお、法人等の構成員に関する情報は、法人等に関する情報であると同時に、構成員各個人の個人情報でもある。

- 二 この号のただし書の「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」とは、第2の第3項と同様の考え方である

なお、法人等又は事業を営む個人の事業活動と人の生命、健康等に対する危害等との明確な因果関係が確認されなくても、現実には人の生命、健康等に対する被害等の発生が予想される場合もあり得る。

2 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの（法第5条第2号イ）関係

- 一 この号のイの「権利」とは、信教の自由、集会及び結社の自由、学問の自由、財産権等法的保護に値する権利一切を指す。

- 二 この号のイの「競争上の地位」とは、法人等又は事業を営む個人の正当な競争関係における地位を指す。

- 三 この号のイの「その他の正当な利益」とは、ノウハウ、信用等法人等又は事業を営む個人の運営上の地位を広く含むものである。

- 四 この号のイの「害するおそれ」があるかどうかの判断に当たっては、法人等又は事業を営む個人には様々な種類、性格のものがあ、その権利利益にも様々なものがあるので、法人等又は事業を営む個人の憲法上の権利（信教の自由、学問の自由等）の保護の必要性、当該法人等又は事業を営む個人との関係等を十分考慮して適切に判断する必要がある。

なお、この「おそれ」の判断に当たっては、単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が求められる。

3 公にしないとの条件で任意に提供されたもの等（法第5条第2号ロ）関係

- 一 この号のロの「独立行政法人等の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたもの」とは、独立行政法人等の要請（法令に基づく報告又は提出の命令を含まない。）を受けずに、法人等又は事業を営む個人から提供された情報を含まない。た

だし、独立行政法人等の要請を受けずに、法人等又は事業を営む個人から提供申出があった情報であっても、提供に先立ち、法人等又は事業を営む個人の側から非公開の条件が提示され、独立行政法人等が合理的理由があるとしてこれを受諾した上で提供を受けた場合には、含まれ得る。

なお、「公にしないとの条件」とは、開示請求に対して開示しないことはもちろんであるが、第三者に対して当該情報を提供しないとの条件を意味し、独立行政法人等の側から公にしないとの条件で情報を提供してほしいと申し入れる場合も、法人等又は事業を営む個人の側から情報は提供するが公にしないでほしいと申し出る場合も含まれる。

二 この号の口の「法人等又は個人における通例」とは、当該法人等又は個人の個別具体的な事情ではなく、当該法人等又は個人が属する業界における通常取扱を意味し、当該法人等又は個人において公にしていなくてもいいことだけでは足りない。

三 この号の口の「その他の当該条件を付すこと」の合理性の判断に当たっては、情報の性質に応じ、当該情報の提供当時の諸般の事情を考慮して判断するが、必要に応じ、その後の変化も考慮する必要がある。公にしないとの条件が付されていても、現に当該情報が公にされている場合には、本号には当たらない。

4 前各項の内容を総合的に勘案した「法人等に関する情報に係る不開示情報」としては、次のようなものが挙げられる。

一 生産活動及び生産技術に関する情報（生産量、出荷額、製造工程、原材料の種類又は使用量、製品の組成、設計図、計画図面、プログラム、機械又は設備の機種、試験施設の組織、規模、製品又は原材料の保管方法 等）

二 営業及び販売活動に関する情報（販売実績、契約実績、取引先、利益率又は利益の額、原価等の額又は内訳、販売コスト、販売計画又は方針、店舗等設計計画、資金調達、投資計画 等）

三 経営方針、経理、人事等内部管理に関する情報（事業計画、営業方針、資産の状況、負債内容、採用計画、採用状況、従業員数、従業員配置状況、人事異動状況、給与その他の労働条件、従業員名簿 等）

四 その他開示することにより、法人等又は事業を営む個人の名誉、社会的評価が損なわれると認められる情報（法人等に対する評価に関する情報 等）

第4 審議、検討等に関する情報（法第5条第3号）関係

1 この号の「国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間」とは、国の機関（国会、内閣、裁判所及び会計検査院（これらに属する機関を含む。）をいう。以下同じ。）、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人について、それぞれの機関の内部又は他の機関との相互間を意味する。

2 この号の「審議、検討又は協議に関する情報」とは、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の事務又は事業について意思決定が行われる場合に、その決定に至るまでの過程においては、例えば、具体的な意思決定の前段階としての事務又は事業等の選択肢に関する自由討議のようなものから、一定の責任者の段階での意思統一を図るための協議や打ち合わせ、決裁を前提とした説明や検討、国の機関、独立

行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が開催する有識者、関係法人等を交えた研究会等における審議や検討など、様々な審議及び協議が行われており、これら各段階において審議、検討又は協議に関連して作成され、又は取得された情報をいう。

- 3 この号の「公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」とは、公にすることにより、外部からの圧力や干渉等の影響を受けることなどにより、率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当（審議、検討等途中の段階の情報を公にすることの公益性を考慮してもなお、適正な意思決定の確保等への支障が看過し得ない程度のもをいう。）に損なわれるおそれがある場合をいう。
- 4 この号の「不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ」とは、未成熟な情報や事実関係の確認が不十分な情報などを公にすることにより、国民の誤解や憶測を招き、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがある場合をいう。
- 5 この号の「特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれ」とは、尚早な時期に情報や事実関係の確認が不十分な情報などを公にすることにより、投機を助長するなどして、不特定の者に不当な利益を与え、又は不利益を及ぼすおそれがある場合をいい、例えば、施設等の建設計画の検討状況に関する情報が開示されたために、土地の買い占めが行われて土地が高騰し、開示を受けた者等が不当に利益を得たりする場合等がある。
- 6 会議録中の発言者、発言の内容等に関する情報のうち、発言者の氏名については、特段の理由がない限り、発言者が公務員等であるか否かにかかわらず、不開示としないこととする。
- 7 前各項の内容を総合的に勘案した「審議、検討等に関する情報に係る不開示情報」としては、次のようなものが挙げられる。
 - 一 公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある情報
 - ア 会議録等中の発言者、発言の内容等に関する情報のうち、今後の自由かつ率直な発言を不当に侵害するおそれがある情報
 - イ 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人相互間で行った照会又は回答の結果、意見交換の内容及びその経過に関する情報のうち、今後の自由かつ率直な発言を不当に阻害するおそれがある情報
 - ウ 内部検討段階での試案又は試算、検討課題、問題点等で、今後の意思決定の中立性を不当に害するおそれがある情報
 - エ 留学生、研修生等人事選考の過程に関する情報のうち、今後の意思決定の中立性を不当に害するおそれがある情報
 - 二 公にすることにより、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがある情報
 - ア 審議資料として作成した試案、素案、試算、統計データ、価格案、検討課題、問題点及びそれらの審議の経過、結果等に関する情報
 - イ 他の行政機関、公共団体又は関係機関との協議調整の途上にある事項に係る情報
 - ウ 国会の議決等を要する事案に関する情報で、国会提出前の情報
 - 三 公にすることにより、特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがある情報

ア 施設等の建設予定地の計画案、用地買収計画案、研究データにおける将来予測、模擬実験若しくはシュミレーション等の不確定情報で、尚早な時期に公開すると、投機を助長するなどにより、特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがある情報

第5 事務又は事業に関する情報（法第5条第4号）関係

1 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報（法第5条第4号本文）関係

- 一 この号の「当該事務又は事業の性質上」とは、当該事務又は事業の本質的な性格、具体的には、当該事務又は事業の目的、その目的達成のための手法等に照らして、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるかどうかを判断することである。
- 二 この号の「適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」とは、この号の規定の要件の該当性を客観的に判断する必要がある、また、事務又は事業がその根拠となる規定又は趣旨に照らして、公益的な開示の必要性等の種々の利益を衡量した上での「適正な遂行」と言えるものであることが求められる。また、「支障」の程度は、名目的なものでは足りず実質的なものが要求され、「おそれ」の程度も単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が要求される。

2 国の安全等に関する情報（法第5条第4号イ）関係

- 一 この号のイの「国の安全」とは、国家の構成要素である国土、国民及び統治体制が害されることなく平和で平穏な状態が保たれること、すなわち、国としての基本的な秩序が平穏に維持されている状態をいう。具体的には、直接侵略及び間接侵略に対し、独立と平和が守られていること、国民の生命が国外からの脅威等から保護されていること、国の存在基盤としての基本的な政治方式、経済秩序及び社会秩序の安定が保たれていることなどが考えられる。
- 二 この号のイの「他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ」とは、他国若しくは国際機関（我が国が承認していない地域、政府機関その他これに準ずるもの（各国の中央銀行等）、外国の地方政府又は国際会議その他国際協調の枠組みに係る組織（アジア太平洋経済協力、国際刑事警察機構等）の事務局等を含む。以下「他国等」という。）との間で、相互信頼に基づき保たれている正常な関係に支障を及ぼすようなおそれをいう。
- 三 この号のイの「他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ」とは、他国等との現在進行中の交渉又は将来予想される交渉において、我が国が望むような交渉成果が得られなくなる、我が国の交渉上の地位が低下するなどのおそれをいう。
- 四 前各号の内容を総合的に勘案した「国の安全等に関する情報に係る不開示情報」としては、次のようなものが挙げられる。
 - ア 二国間、多国間交渉に係る文書（書簡、対処方針、公電等）のうち、当該他国との信頼関係が損なわれるおそれ又は交渉上不利益を被るおそれがある情報
 - イ 国際機関に係る文書のうち、当該国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は交渉上不利益を被るおそれがある情報
 - ウ 国際条約に係る文書のうち、関係各国又は国際機関との信頼関係が損なわれるお

それ又は交渉上不利益を被るおそれがある情報

3 公共の安全等に関する情報（法第5条第4号ロ）関係

一 この号のロの「犯罪の予防」とは、犯罪の発生を未然に防止することをいう。

なお、国民の防犯意識の啓発、防犯資機材の普及等、一般に公にしても犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがない防犯活動に関する情報については、この号には該当しない。

二 この号のロの「犯罪の鎮圧」とは、犯罪が正に発生しようとするのを未然に防止したり、犯罪が発生した後において、その拡大を防止し、又は終息させることをいう。

三 この号のロの「犯罪の捜査」とは、捜査機関が犯罪があると思料するときに、公訴の提起などのために犯人及び証拠を発見し、収集し、又は保存することをいう。

四 この号のロの「その他の公共の安全と秩序の維持」とは、控訴の維持、刑の執行など、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）の執行を中心としたものを意味する。

五 前各号の内容を総合的に勘案した「公共の安全等に関する情報に係る不開示情報」としては、次のようなものが挙げられる。

ア 捜査機関からの照会及び回答に関する情報

イ 刑事訴訟法による照会及び報告、既決犯罪通知書等

ウ 違法行為若しくは不法行為の情報提供者、取締り等の担当官、重要な警備の従事予定者又は警察若しくは検察庁等の捜査担当官等の住所、氏名等に関する情報

エ 強制代執行等の担当者の住所、氏名等に関する情報でテロ等の標的となるおそれがあるとき。

オ 来賓等の行動予定

カ 要人等の警備計画

キ 公共施設の警備等に関する情報

ク 有害物質、危険物の保存場所などの情報

4 監査、検査、取締り又は試験等に関する情報（法第5条第4号ハ）関係

一 この号のハの「監査」とは、主として監察的見地から、事務又は事業の執行又は財産の状況の正否を調べることをいう。

二 この号のハの「検査」とは、法令の執行確保、会計経理の適正確保、物資の規格、等級の証明等のために帳簿書類その他の物件等を調べることをいう。

三 この号のハの「取締り」とは、行政上の目的による一定の行為の禁止又は制限について適法又は適正な状態を確保することをいう。

四 この号のハの「試験」とは、人の知識、能力等又は物の性能等を試すことをいう。

五 この号のハの「正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」とは、監査、検査、取締り又は試験（以下「監査等」という。）は、いずれも事実を正確に把握し、その事実に基づいて評価、判断を加えて、一定の決定を伴うことがある事務であることから、これらの事務に関する情報の中には、例えば、監査等の対象、実施時期、調査事項の詳細な情報や試験問題等のように、事前に公にすれば、適正かつ公正な評価や判断の前提となる事実の把握が困難となったり、法令違反行為又は法令違反に至らないまでも妥当性を欠く行為を助長したり、巧妙に行うことにより隠蔽をするなどのおそれがあるも

のもあり、このような情報については、不開示とするものである。また、事後であっても、例えば、違反事例等の詳細についてこれを公にすると他に法規制を免れる方法を示唆するようなものは該当し得る。

六 前各号の内容を総合的に勘案した「監査、検査、取締り又は試験等に関する情報に係る不開示情報」としては、次のようなものが挙げられる。

- ア 監査等の実施計画等
- イ 実施前時点における検査等の担当官名
- ウ 重要な警備の従事予定者名
- エ 警察又は検察庁等の捜査担当官名
- オ 滞納処分の実実施計画
- カ 警備の実実施計画
- キ 試験実施前の試験問題又は採点基準

5 契約、交渉又は争訟等に関する情報（法第5条第4号ニ）関係

一 この号のニの「契約」とは、相手方との意思表示の合致により法律行為を成立させることをいう。

二 この号のニの「交渉」とは、当事者が、対等の立場において相互の利害関係事項に関し一定の結論を得るために協議、調整などの折衝を行うことをいう。

三 この号のニの「争訟」とは、訴えを起こして争うことをいう。訴訟、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）に基づく異議申立てその他の法令に基づく異議申立てがある。

四 この号のニの「国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ」とは、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が一方の当事者となる契約、交渉又は争訟（以下「契約等」という。）においては、自己の意思により又は訴訟手続上、相手方と対等な立場で遂行し、また当事者としての利益を確保する必要があるが、これらの契約等に関する情報の中には、例えば、入札予定価格等を公にすることにより公正な競争により形成されるべき適正な額での契約が困難になり財産上の利益が損なわれたり、交渉や争訟等の対処方針を公にすることにより、当事者として認められるべき地位を不当に害するおそれがあるものがあり、このような情報については、不開示とするものである。

五 前各号の内容を総合的に勘案した「契約、交渉又は争訟等に関する情報に係る不開示情報」としては、次のようなものが挙げられる。

- ア 入札実施前の入札予定価格又は入札予定価格算出の基礎となる資料
- イ 損害賠償又は損失補填等に係る額の算定基準等（算定項目、計算式、単価等）
- ウ 訴訟その他争訟事案に係る処理方針、顧問弁護士との打ち合わせの内容又は準備書面案等に関する情報

6 調査研究等に関する情報（法第5条第4号ホ）関係

一 国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う調査研究の成果については、社会、国民等にあまねく還元することが原則であるが、成果を上げるためには、調査研究に従事する職員が、その発想、創意工夫等を最大限に発揮できるよう

にすることも重要である。

調査研究に係る事務に関する情報の中には、例えば、①知的財産権に関する情報、調査研究の途中段階の情報などで、一定の期日以前に公にすることにより成果を適正に広く国民に提供する目的を損ね、特定の者に不当な利益や不利益を及ぼすおそれがあるもの、②試行錯誤の段階のものについて、公にすることにより、自由な発想、創意工夫や研究意欲が不当に妨げられ、減退するなど、能率的な遂行を不当に阻害するおそれがある場合があり、このような情報を不開示とするものである。

二 前号の内容を総合的に勘案した「調査研究等に関する情報に係る不開示情報」としては、次のようなものが挙げられる。

ア 研究計画

イ 未発表の研究成果

7 人事管理等に関する情報（法第5条第4号へ）関係

一 国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う人事管理（職員の人事異動、懲戒、給与、研修その他職員の身分や能力等の管理に関すること）に係る事務については、当該機関の組織としての維持の観点から行われる一定の範囲で当該組織の独自性を有するものである。

人事管理に係る事務に関する情報の中には、例えば、勤務評価や、人事異動、昇格等の人事構想等を公にすることにより、公正かつ円滑な人事の確保が困難になるおそれがあるものがあり、このような情報を不開示とするものである。

二 前号の内容を総合的に勘案した「人事管理等に関する情報に係る不開示情報」としては、次のようなものが挙げられる。

ア 人事異動に関する情報で、事前に公にすることにより、組織と職員又は職員相互の信頼関係が損なわれるおそれがある情報

イ 人事異動、勤務評価、懲戒処分等に関する情報で、公にすることにより、組織と職員又は職員相互の信頼関係が損なわれるおそれがある情報

8 企業の経営等に関する情報（法第5条第4号ト）関係

独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第2条に規定する企業をいう。）又は地方独立行政法人に係る事業については、企業経営という事業の性質上、法第5条第2号に規定する法人等に関する情報と同様な考え方で、その正当な利益を保護する必要があり、これを害するおそれがあるものを不開示とするものである。ただし、正当な利益の内容については、経営主体、事業の性格、内容等に応じて判断する必要があり、その開示の範囲は同号の法人等とでは当然異なり、独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人の事業に関する情報の不開示の範囲は、より狭いものとなる場合があり得る。

第6 部分開示（法第6条）関係

1 不開示情報が記録されている場合の部分開示（法第6条第1項）関係

一 この項の「開示請求に係る法人文書の一部に不開示情報が記録されている場合」とは、一件の法人文書に複数の情報が記録されている場合に、各情報ごとに、法第5条各号に規定する不開示情報に該当するかどうかを審査した結果、不開示情報に該当す

る情報がある場合を意味する。

二 この項の「区分」とは、不開示情報が記録されている部分とそれ以外の部分とを概念上区分けすることを意味する。

三 この項の「除く」とは、不開示情報が記録されている部分を、当該部分の内容が分からないように黒塗り、被覆等を行い、法人文書から物理的に除去することを意味する。例えば、文章として記録されている内容そのものには不開示情報は含まれないが、特徴のある筆跡等により特定の個人を識別することができる場合には、識別性のある部分を区分して除くことは困難である。また、録音されている発言内容自体には不開示情報が含まれていないとしても、声により特定の個人を識別できる場合も同様である。

なお、記載部分の区分けが困難な場合だけでなく、区分けは容易であるがその部分の分離が技術的に困難な場合は部分開示の義務はない。例えば、複数の人の発言が同時に録音されているがそのうち一部の発言内容のみに不開示情報が含まれている場合や録画されている映像中に不開示情報が含まれている場合で、不開示情報部分のみを除去することができなないときなどがある。

四 この項の「当該部分を除いた部分につき開示しなければならない」とは、不開示情報の記録部分（例えば、文書であれば一般的には文又は段落等、表であれば個々の欄等）の全体を完全に黒く塗るか、文字が判読できない程度に被覆するか、当該記録中の主要部分だけ塗りつぶすかなど、不開示情報を開示した結果とならない範囲内において、当該方法を講ずることの容易さ等を考慮して方法を選択することとなる。その結果、観念的にはひとまとまりの不開示情報を構成する一部が開示されることとなるとしても、実質的に不開示情報が開示されたと認められない限り、不開示義務に反するものではない。

五 この項の「有意の情報が記録されていないと認められるとき」とは、不開示情報が記録されている部分を除いた残りの部分に記載されている情報の内容が、開示をしても意味がないと認められる場合を意味する。例えば、残りの部分に記載されている内容が、無意味な文字、数字等の羅列となる場合等である。

なお、この「有意」性の判断に当たっては、同時に開示される他の情報があればこれも併せて判断されるべきであり、また、請求の趣旨を損なうか否か、すなわち、開示請求者が知りたいと考える事柄との関連によって判断すべきものでなく、個々の請求者の意図によらず客観的に決めるべきものである。

2 個人識別情報が記録されている場合の部分開示（法第6条第2項）関係

一 法第5条第1号に規定する特定の個人を識別できる情報（以下「個人識別情報」という。）は、通常個人を識別させる部分（例えば、氏名）とその他の部分（例えば、当該個人の行動記録）とから成り立っており、その全体が一つの不開示情報を構成するものであり、他の不開示情報の類型は同条各号に定められた「おそれ」を生じさせる範囲で不開示情報の大きさをとらえることができるのとは、その範囲のとらえ方を異にするものであることから、個人識別情報から氏名等の部分だけを削除して残りの部分を開示しても個人の権利利益の保護の観点から支障を生じないときは、部分開示することとしたものである。

なお、「特定の個人を識別することができるものに限る。」こととしているのは、「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」（第5条第1号本文後段）については、特定の個人を識別することとなる記述等を除くことにはならないので、他の不開示情報の類型と同様に不開示情報が記録されている部分を除いた部分につき開示することとなるためである。

二 この項の「当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるとき」とは、個人を識別させる要素を除去することにより誰の情報であるかが分からなくなれば、残りの部分については、通常、個人情報としての保護の必要性は乏しくなるが、個人識別性のある部分を除いても、開示することが不相当であると認められる場合（例えば、カルテ、作文などの個人の人格と密接に関連する情報や、個人の未発表の研究論文等）があるため、個人を識別させる部分を除いた部分について、公にしても、個人の権利利益を害するおそれがないものに限り、部分開示することを意味する。

三 この項の「当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。」とは、個人識別情報のうち、特定の個人を識別することができることとなる記述等以外の部分は、個人の権利利益を害するおそれがない限り、不開示情報ではないものとして取り扱うことを意味し、他の不開示情報の規定に該当しない限り、当該部分は開示されることになる。

また、第1項の規定を適用するに当たっては、容易に区分して除くことができるかどうか要件となるので、個人を識別させる要素とそれ以外の部分とを容易に区分して除くことができない場合には、当該個人に関する情報は全体として不開示となることとなる。

なお、個人を識別することができる要素は、法第5条第1号イからハまでのいずれかに該当しない限り、部分開示の対象とはならない。

第7 公益上の理由による裁量的開示（法第7条）関係

法第5条各号の不開示情報該当性の判断に当たっては、個人に関する情報（同条第1号）及び法人等に関する情報（同条第2号）のように、個人を識別できる情報や法人の正当な利益を害するおそれがあっても、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要である場合には開示しなければならない。このほか、審議、検討等に関する情報（同条第3号）においては「不当に損なうおそれ」とし、例えば、率直な意見交換を損なうおそれがあるとしても、不当に損なうものでなければ、開示することとなり、事務又は事業に関する情報（同条第4号）においてもその遂行に支障を及ぼすおそれがあっても「適正な遂行」でなければ、開示することとなる。

以上のように、法第5条各号においても、当該規定により保護する利益と当該情報を公にすることの公益上の必要性との比較衡量が行われる場合があるが、この条では、法第5条の規定を適用した場合に不開示となる場合であっても、なお公にすることに公益上の必要性があると認められる場合には、開示することができるとするものである。

第8 法人文書の存否に関する情報（法第8条）関係

一 独立行政法人等は、開示請求に係る法人文書が存在していれば、開示決定又は不開示決定を行い、存在していなければ不開示決定を行うこととなる。したがって、法人文書の不存在を理由とする不開示決定の場合以外の決定では、原則として法人文書の存在が前提となっている。しかしながら、開示請求に係る法人文書の存否を明らかにするだけで、開示請求に含まれる情報と不開示情報該当性とが結合することにより、法第5条各号の不開示情報を開示することとなる場合があり、この条では、この場合には、法人文書の存否を明らかにしないで開示請求を拒否することができるとするものである。例えば、特定の個人の名を挙げて、その病歴情報が記録された文書の開示請求があった場合、当該法人文書に記録されている情報は不開示情報に該当するので、不開示であると答えるだけで、当該個人の病歴の存在が明らかになってしまうことなどがある。具体的には、次のようなものが挙げられる。

ア 特定の個人の病歴に関する情報（法第5条第1号該当）

イ 先端技術に関する特定企業の設備投資計画に関する情報（法第5条第2号該当）

ウ 買い占めを招くなど国民生活に重大な影響を及ぼすおそれがある特定の物質に関する政策決定等の検討状況（法第5条第3号該当）

エ 情報交換の存在を明らかにしない約束で他国等との間で交換された情報（法第5条第4号該当）

オ 犯罪の内偵捜査に関する情報（法第5条第4号該当）

カ 特定分野に限定しての試験問題の出題予定に関する情報（法第5条第4号該当）

二 法人文書の存否を明らかにしないで、開示請求を拒否する決定も、申請に対する処分であることから、処分の理由を示す必要がある。提示すべき理由の程度としては、開示請求者が拒否の理由を明確に認識し得るものであることが必要である。また、個別具体的な理由提示の程度については、当該情報の性質、内容、開示請求書の記載内容を踏まえ、請求のあった法人文書の存否を答えることにより、どのような不開示情報を提示することとなるかをできる限り具体的に提示することとなる。

なお、存否を明らかにしないで拒否することが必要な種類の情報については、常に存否を明らかにしないで拒否することが必要であり、例えば、法人文書が存在しない場合に不存在と答えて、行政文書が存在する場合のみ存否を明らかにしないで拒否したのでは、開示請求者に当該法人文書の存在を類推させることとなる。